

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年2月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101118号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100171号

第1 結論

請求者のA社における平成27年7月1日から令和元年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年7月から令和元年7月までの標準報酬月額については、20万円から26万円とする。

平成27年7月1日から令和元年8月1日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月1日から令和元年8月1日までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年7月1日から令和元年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿及び源泉徴収票並びに日本年金機構の回答により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額、又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本

来の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年7月から令和元年7月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、平成27年7月から令和元年7月までの期間について、賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は請求者の平成27年7月1日から令和元年8月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101163 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100172 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 9 月 21 日から昭和 37 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。B 社を退職した直後に友人の兄の紹介で A 社に勤務したため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できず、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主の住所は確認できない上、当該期間の同社において、厚生年金保険被保険者の資格を有する 11 人に文書照会を行い、10 人から回答を得られたものの、当該回答者の中に請求者の入社時期を記憶している者がいないことから、請求者の当該期間における勤務について確認できない。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。